

# 畜産農業には、 水質汚濁防止法に基づき排水規制が適用されています

## 1 畜産農業と排水基準について

公共用水域（河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域等）へ排水する場合、**水質汚濁防止法に基づく排水基準値をクリアすることが必要**です。

畜産農業の場合は、次のいずれかに該当する施設を有する事業場（特定事業場）が対象となっています。

- 総面積50平方メートル以上の豚房
- 総面積200平方メートル以上の牛房
- 総面積500平方メートル以上の馬房

**県又は市町村に  
届出が必要！**

排水基準には様々な項目が定められていますが、畜産農業で注意が必要な項目は次のとおりです。

水域により適用される項目が異なっていたり、自治体により上乗せ規制が行われている等の場合がありますので、詳細は自治体にお問い合わせください。

### （1）健康項目（全ての特定事業場が対象）

アンモニア、アンモニウム化合物及び亜硝酸・硝酸化合物（以下「硝酸性窒素等」）

### （2）生活環境項目（1日当たりの平均的な排出水量50立米以上の特定事業場が対象）

生物化学的酸素要求量（BOD）又は化学的酸素要求量（COD）  
浮遊物質（SS）、大腸菌群数、窒素含有量、リン含有量 など

## 2 硝酸性窒素等の暫定排水基準について

畜産農業については、一般排水基準（100mg/L）の遵守が直ちに困難な業種に対する経過措置として、**平成31年6月末まで暫定排水基準（600mg/L）が適用されています。**

## 3 硝酸性窒素等の影響と排水改善について

**硝酸性窒素等は、人の健康への影響が懸念される有害物質の一つです。**

畜産業者が今後とも国民の理解を得ながら安定的に経営を継続していくためには、暫定排水基準は経過措置として設けられているものであることに留意しながら、水質汚濁防止に向けた取組を推進していくことが重要です。

ご存じですか？

# 水質汚濁防止法改正により、 排水の測定・記録・保存が義務付けられています

## 1 測定・記録・保存について

23年4月1日以降、水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出書に記載されている排出水の水質項目について、**1年に1回以上の測定とその記録・保存（3年間）が義務付けられました**（※測定・記録・保存をしていない場合罰則の対象となります）。

## 2 測定項目について

届出している項目について測定する必要がありますので、現行の届け出内容を確認していただくとともに、項目に過不足があれば、変更の届出をして下さい。

### 【畜産農業で注意が必要な項目】

- ・硝酸性窒素（健康項目）：全ての者が対象
- ・BOD等（生活環境項目）：日排水量50立米以上が対象

水域により適用される項目が異なっていたり、自治体により上乘せ規制が行われている等の場合がありますので、詳細は自治体にお問い合わせください。

◇**対象となる事業場**：水質汚濁防止法の特定施設がある事業場のうち排水基準が適用される事業場

◇**測定の必要項目**：排水基準が適用される項目のうち、規則様式第1別紙（排出水の汚染状態及び量）に記載した項目

◇**測定の回数**：排出口ごとに年1回以上測定し、所定の様式に記録し3年間保存（ただし、雨水専用排出口は除く）

◇**罰則の内容**：測定結果の記録・保存がされていない場合、または虚偽の記録をした場合、30万円以下の罰金

別紙4（一部抜粋）

排出水の汚染状態及び量

工場又は事業場における 施設番号	種類・項目	No.1 排出口		No.2	
		通常	最大	通常	
排出水の汚染状態	pH				
	BOD				
	SS				
	T-N				
	T-P				
	硝酸性窒素等				
.....					
排出水の量 (m <sup>3</sup> /日)		通常	最大	通常	最大

**排水基準が適用される項目  
について測定が必要  
硝酸性窒素等は排出水の量  
に関わらず対象  
※届出に不足があれば変更  
届出が必要**